

インフルエンザ定点当たり報告

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベイランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に 17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が 1 週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがって、定点当たり報告数が 3 ならば、1 つの医療機関で 1 週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が 1 以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10 以上なら注意報レベル、30 以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

○2019-2020 シーズンの全国の定点報告（国立感染症研究所調査）：

2019 年第 38 週（9/16-9/22）の定点当たり報告数が 1.16 となり、全国的な流行開始の指標である 1.00 を超えました。

2018 年は、第 49 週で定点当たり報告数が 1 を超えており、例年より早く 1 を超えたことから、国立感染症研究所による報告が 38 週から開始されました。39 週以降 1 未満となり、42 週で 0.72 まで低下しましたが、43 週（10/21-10/27）で 0.8 と再度上昇しておりました。

2019 年第 43 週の定点当たり報告数は 0.80（患者報告数 3,953）となり、前週の定点当たり報告数 0.72 より増加しました。

都道府県別では沖縄県（8.69）、宮崎県（1.83）、北海道（1.77）、新潟

県（1.73）、鹿児島県（1.66）、福岡県（1.45）、岩手県（1.42）、広島県（1.36）、熊本県（1.13）、山梨県（1.05）、佐賀県（1.00）、神奈川県（0.94）、石川県（0.92）の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみますと、直近の5週間（2019年第39～43週）ではAH1pdm09（91%）、AH3亜型（7%）、B型（2%）の順となっており、AH1pdm09の頻度が増えています。

詳細は国立感染症研究所ホームページ

（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/flu-map.html>）を参照して下さい。

○2019-2020シーズン 長崎市、長崎県の定点報告状況（長崎県感染症情報センター報告より）：

第43週（10/21-10/27）のインフルエンザ報告は、長崎市（0.65）、長崎県（0.64）で、第42週（10/14-10/20）長崎市（1.59）、長崎県（0.86）と比較すると、長崎市、長崎県ともに減少しておりました。長崎市は、40週、41週、42週と流行レベル（1以上）となりましたが、41週をピークに減少し、43週では1未満となりました。

◎長崎県のインフルエンザ報告が、6週より警報レベルから注意報レベルに減少し、9週から流行レベルとなりました。長崎県が18週以降で、長崎市が19週、22週以降で流行レベルの指標1を切りましたが、長崎県は37週、38週で再度1を超えました。長崎県は、39週以降1未満となりましたが、長崎市が40-42週で1を超え、流行レベルとなりました。43週で1未満となりましたが、今後も注意が必要な状況が続いております。

（長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。